

## 高梁市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要領

農業委員と連携して担当区域の農地利用の最適化を推進するため、農地利用最適化推進委員の推薦を求めるとともに募集を行います。

### 1 募集の内容

(1) 募集の人数 7人

(2) 募集する担当区域

区域名	担当区域	募集人数
1 区	内山下、川端町、本町、新町、小高下町、御前町、石火矢町、中之町、伊賀町、頬久寺町、片原町、奥万田町、和田町、向町、寺町、荒神町、甲賀町、八幡町、柿木町、大工町、間之町、鍛冶町、下町、南町、中間町、鉄砲町、弓之町、松原通、東町、栄町、正宗町、旭町、浜町、上谷町、下谷町、原田北町、原田南町、横町、中原町、段町、松山、津川町、玉川町、高倉町大瀬八長、落合町の区域	1人
2 区	川面町、巨瀬町、中井町の区域	1人
3 区	宇治町、松原町、高倉町飯部、高倉町田井の区域	1人
4 区	有漢町の区域	1人
5 区	成羽町の区域	1人
6 区	川上町の区域	1人
7 区	備中町の区域	1人

(3) 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日（3年間）

### 2 主な業務内容

(1) 農業委員と連携して担当区域の農地パトロール、遊休農地の発生防止・解消、農地等の利用の拡大、集団化、農業経営規模の拡大に関する活動

(2) 農地中間管理機構との連携など

### 3 推薦・応募にあたっての資格要件

(1) 高梁市の職員でない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者

### 4 選考にあたっての基準

(1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

(2) 担当する区域に精通し、その区域内で農業委員と連携して農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者

### 5 推荐・応募方法

下記提出書類に示す様式に必要事項を記入し、推薦・応募受付期間中に農業委員会事務局に提出してください。

## 6 推薦・応募受付期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月26日（木）までの28日間

※ 持参の場合は、令和8年3月26日（木）午後5時15分までに農業委員会事務局窓口にお越しください。

※ 郵送の場合は、令和8年3月26日（木）までの消印を有効とします。

## 7 提出書類

### （1）推薦の場合

「高梁市農業委員会の農地利用最適化推進委員 推薦・応募書」（様式第1号）

「個人情報確認同意書」（様式第2号）

「農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦承諾書」（様式第3号）

### （2）応募の場合

「高梁市農業委員会の農地利用最適化推進委員 推薦・応募書」（様式第1号）

「個人情報確認同意書」（様式第2号）

※ 個人による推薦の場合は、3人以上の農業者等の連名で推薦してください。

※ 「個人情報確認同意書」（様式第2号）は、「推薦・応募書」（様式第1号）に記載された個人情報について関係市町村に照会確認するために必要な書類です。記載された個人情報については、農業委員の推薦・応募受付業務以外に使用することは、ありません。

※ 提出書類は、高梁市農業委員会のホームページからダウンロードできるほか、農業委員会事務局、各地域局窓口にも備えています。

## 8 選考方法

高梁市農業委員会において、書類審査を行いますが、必要に応じて面接による審査等を実施し、候補者を決定します。

## 9 その他

（1）提出書類は、返却しません。

（2）農業委員も別途募集します。

（3）農地利用最適化推進委員に推薦を受ける又は応募される方は、同時に農業委員にも推薦を受ける又は応募することができますが、農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。

（4）担当区域ごとの推薦・応募の状況は、受付期間の中間及び終了後に高梁市農業委員会のホームページで公表します。

## 10 お問い合わせ先および書類提出先

**高梁市農業委員会事務局**

〒716-8501

高梁市松原通2043 高梁市役所3階

電話番号：0866-21-0226 ファックス番号：0866-22-1156